

令和3年2月

夜間中学の必要性と 文部科学省における取組について



文部科学省

目次

1. 夜間中学を取り巻く現状について P2
2. 夜間中学の必要性 P17
3. 夜間中学設置促進に関する文部科学省の主な取組 . . P25
4. 先進事例について P37
5. 参考資料 P45

1. 夜間中学を取り巻く現状について

1. 夜間中学とは

夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいる。



夜間中学も昼間の中学校と同じ、公立の中学校である。

- 授業料は無償
- 週5日間の授業がある
- 教員免許を持っている公立中学校の先生が教える
- 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

夜間中学での生活の一例

- 17:00 とうこう 登校
- 17:25 ホームルーム
- 17:30 いちじかんめ 一時間目 こくご 国語
- 18:10 きゅうしょく 給食
- 18:40 にじかんめ 二時間目 えいご 英語
- 19:25 さんじかんめ 三時間目 かていか 家庭科
- 20:10 よじかんめ 四時間目 すうがく 数学
- 20:50 ホームルーム
- 21:00 げこう 下校



や かん ちゅうがく き 夜間中学について聞いてみました

Q ^{やかんちゅうがく} ^す 夜間中学の好きなところは？

とにかく先生方がやさしくて、ていねいに
^{おし} 教えてくれます。

Q ^{いちばんおも} ^で ^{のこ} 一番思い出に残っていることは？

^{うんどうかい} ^{いどうきょうしつ} ^{しゅうがくりょこう}
運動会、移動教室、修学旅行。

Q ^{そつぎょう} 卒業したらやりたいことは？

^{もくぜん} ^{もくひょう} ^{こうこうしんがく}
目前の目標としては高校進学。

Q ^{やかんちゅうがく} あなたにとって夜間中学とは？

^{まいにち} ^{じゅうじつ} ^{ようそ}
毎日を充実させてくれる要素。

^{せんご} ^{こんらんき} ^{がっこう} ^{かよ} ^{かた}
戦後の混乱期に学校に通えなかった方

これから^{にゅうがく} 入学しようかどうか迷っ
ているのでしたら、迷わずすぐに
^{にゅうがく} ^{こと} 入学する事をすすめます。いろ
ろな国から来ている人たちばかり
ですからとにかく^{たの} 楽しいですよ、
^{じんせいとし} ^{せいしゅん}
人生年をとってもいつも青春。



80代・日本人(在校生)

^{ゆめ} ^お ^{らいにち} ^{かた}
夢を追いかけて来日された方



30代・フィリピン出身(在校生)

ひるまかいごのしごとをしていますの
で、やかんちゅうがくでべんきょうして
います。ゆめをもっているかた、レベル
アップしてスポーツとべんきょうがで
きます。ねんれいはかんけいありませ
ん。あんしんしてべんきょうをたのしめ
るので、ぜひみなさんいきましよう。

Q ^{いまいちばんがんば} 今一番頑張っていることは？

しごとやりながら、よるべんきょうしています。

Q ^{いちばんべんきょう} 一番勉強になったことは？

かんじです。^{にほん} 日本のすばらしいところもた
くさんべんきょうしました。

Q ^{しょうらい} ^{ゆめ} 将来の夢は？

かいごふくししです。

Q ^{やかんちゅうがく} あなたにとって夜間中学とは？

2nd Home、ふるさとです。

Q 夜間中学の好きなところは？

いくつになっても学べるところ。

Q 卒業したらやりたいことは？

ヘルパーの資格を取ってみたい。健康でいられたら高校にも行きたい。心理の勉強もしてみたい。

Q 入学して良かったと思うことは？

毎日が楽しい。

Q あなたにとって夜間中学とは？

私が輝ける場所。

戦後の混乱期に学校に通えなかった方

私は戦争の為に学校で学ぶ

ことができませんでした。勉強

強は若いうちにすべきで

す。今勉強ができるか

うの方々、こうかいのないよ

うにまんで下さい。



70代・朝鮮半島出身(在校生)

怪我の為に学校に通えなかった方



10代・日本人(在校生)

私の夜間中学での

生活は充実してい

ると思います。もし

勉強してみたい人

がいたら、是非夜間

中学へ来て下さい。

Q 今一番頑張っていることは？

高校に入るために、毎日一生懸命勉強しています。

Q 一番勉強になったことは？

一生懸命勉強して、数検準2級と英検準2級を取りました。

Q 将来の夢は？

私は将来高校教師になり、社会にやくだつ生徒達に育てたいです。

Q 入学して良かったと思うことは？

沢山の国の人と友達になり、いろいろな年齢の人と話ができます。

Q 夜間中学の好きなところは？

学校全体があたたかくて、「家族」のような感じ。

Q 一番勉強になったことは？

人とのコミュニケーションの大切さ。

Q 将来の夢は？

自分で会社を起す。

Q あなたにとって夜間中学とは？

もうひとつの家。

家庭の事情で学校に通えなかった方

あきらめずに前に進んでほし

い。私の初めての学校は「夜間中

学」でした。全てが新鮮、毎日が

発見の日々。一生は一度つきり。

学べる時間も多くはありません。

夜間中学に通って、学校を好

きになってみて下さい。



30代・日本人(卒業生)

昼間の中学を形式的に卒業したものの、実質的に学ぶことができなかった方（20代）



Q **夜間中学に入学したきっかけは？**

母が紹介してくれた。中学時代は休みがちでありあまり学校に通えなかったが、もう一度中学の勉強をして、高校に進学したかったため。

Q **卒業後の目標は？将来の夢は？**

学校の先生になること。夜間中学に入学して先生の優しさを感じるようになった。高校卒業後は大学に進学し、教員免許を取得したい。

Q **入学して、変わったことは？**

中1の妹に、勉強を教えてあげられるようになった。覚えたことを教えることができるのは嬉しい。また、夜間中学は、いろいろな人の意見を聞くことができ、価値観の違いを知ることができた。そして何よりも、毎日学校に行くことができています。1日でも休むと学校に行きづらくなるので、少し嫌だなと思う日も、頑張って学校に通った。

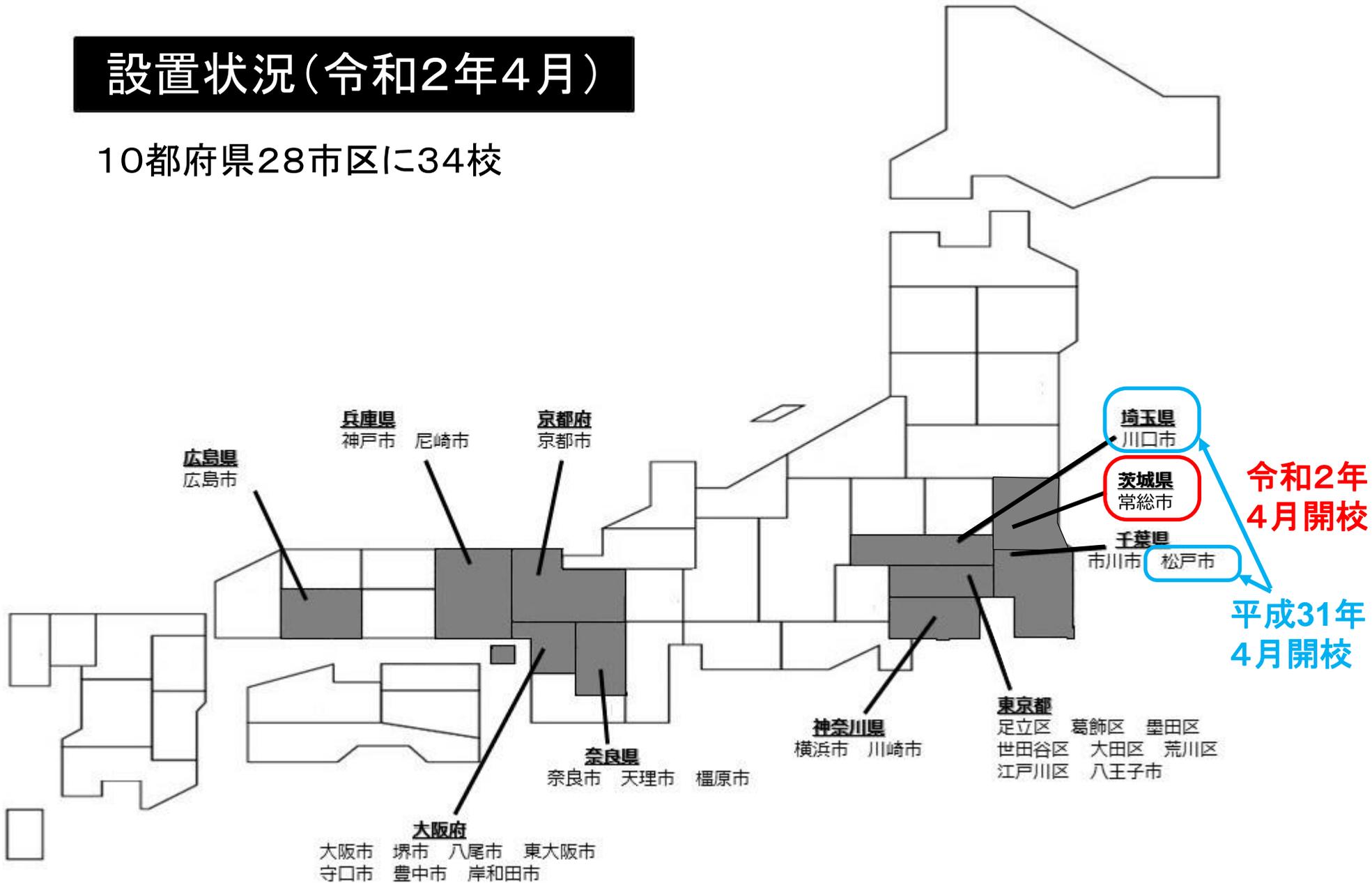
Q **あなたにとって夜間中学とは？**

貴重な経験ができる場、やり直しができる場。自分にとっては、高校に行くための第一歩であり、誰にとっても、一歩目になる場所。夜間中学を知らなかった、あるいは近くになくて通えなかったら、今とは全然生活が違っていたと思う。

(インタビュー当時：夜間中学3年生に在籍)

設置状況(令和2年4月)

10都府県28市区に34校

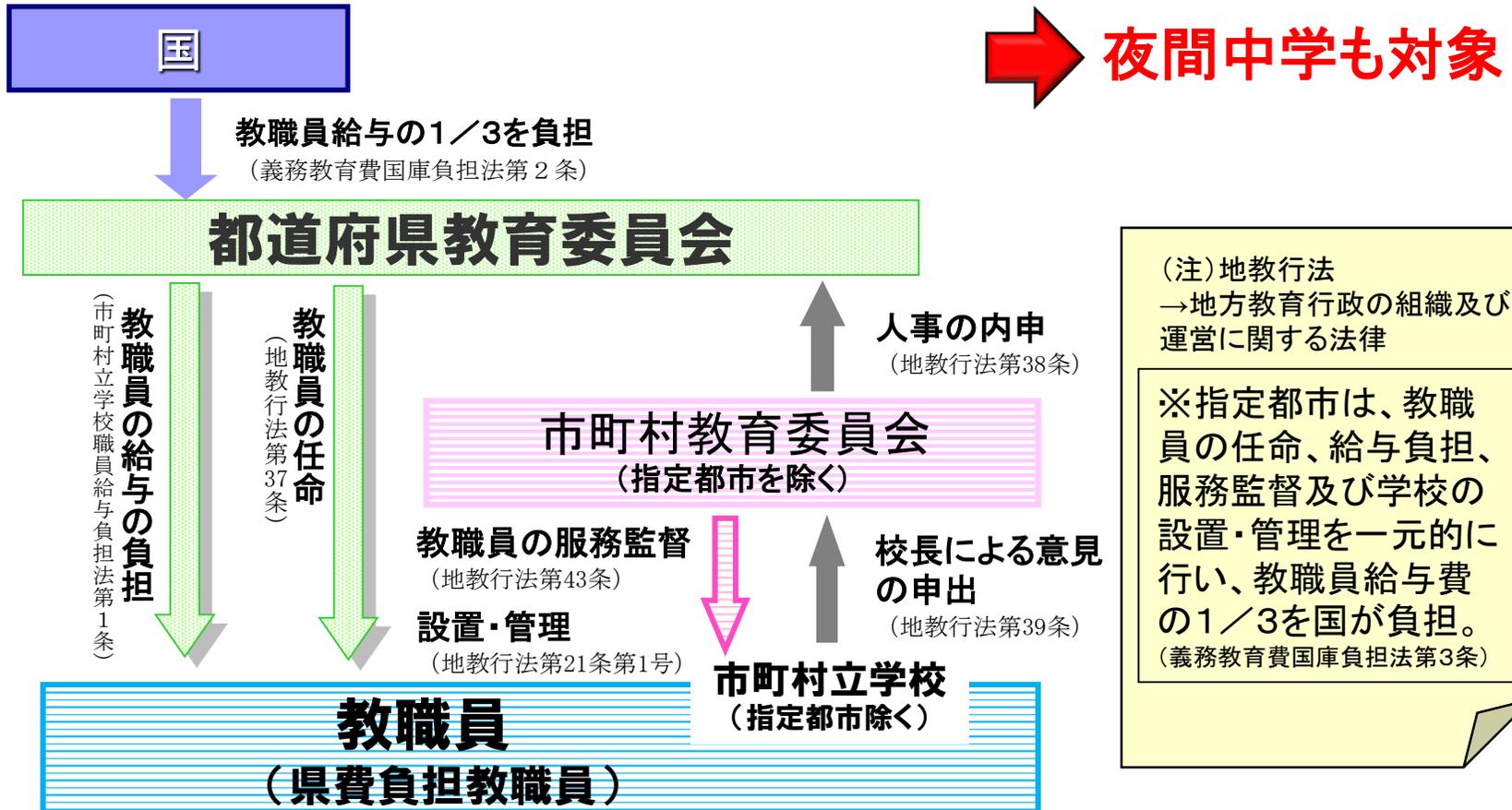


夜間中学の設置状況(令和2年4月現在)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
茨城県常総市	水海道(みつかいどう)中学校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
埼玉県川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都大田区	糞谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	意岐部(おきべ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゆく)中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都足立区	第四中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県天理市	北中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

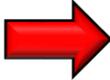
県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



公立学校施設整備事業の概要

目的: 学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助することにより学校教育の円滑な実施を担保。

 **夜間中学も対象**

【主な国庫負担・補助事業】

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新 増 築	1/2	校舎、体育館等の新增築(教室不足の解消、学校統合)
改 築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物等
	1/2(嵩上げ)	Is値(※)が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
地 震 補 強	1/2(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3~0.7未満)
	2/3(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)
大 規 模 改 修	1/3	老朽化に伴う補修、既存の学校建物の改修 (老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策 等)
長 寿 命 化 改 良	1/3	構造体の劣化対策を要する築40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
防 災 機 能 強 化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化 (非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備 等)
太 陽 光 発 電 等 設 置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 (太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備)
学 校 給 食 施 設	1/2(新增築)	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
	1/3(改築)	

※Is値(構造耐震指標): 建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。
 Is値0.3未満 大規模な地震(震度6強以上)に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。
 Is値0.3~0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。
 Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

令和元年度夜間中学等に関する実態調査【結果の概要】

平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」（議員立法））が成立。同法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

＜結果の概要＞

【夜間中学における多様な生徒の受入れ】

- (1) 夜間中学に通う生徒数：1,729名 そのうち、
 - ① 日本国籍を有しない者・・・1,384名（80%）
 - ② 義務教育未修了者・・・197名（11.4%）
 - ③ 入学希望既卒者・・・148名（8.6%）

- (2) 夜間中学で学ぶ生徒の年齢
 - ① 60歳以上の生徒・・・404人（23.4%）
 - ② 16～19歳の生徒・・・330人（19.1%）

- (3) 夜間中学卒業後の進路
 - ① 高等学校進学・・・154人（58.8%）
 - ② 就職・・・39人（14.9%）

令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

年齢別の生徒数

	学齢期	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	198	154	79	54	31	85	601
	(0.0%)	(11.5%)	(8.9%)	(4.6%)	(3.1%)	(1.8%)	(4.9%)	(34.8%)
女	0	132	187	179	161	150	319	1,128
	(0.0%)	(7.6%)	(10.8%)	(10.4%)	(9.3%)	(8.7%)	(18.4%)	(65.2%)
合計	0	330	341	258	215	181	404	1,729
	(0.0%)	(19.1%)	(19.7%)	(14.9%)	(12.4%)	(10.5%)	(23.4%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

令和元年度夜間中学等に関する実態調査(文部科学省)

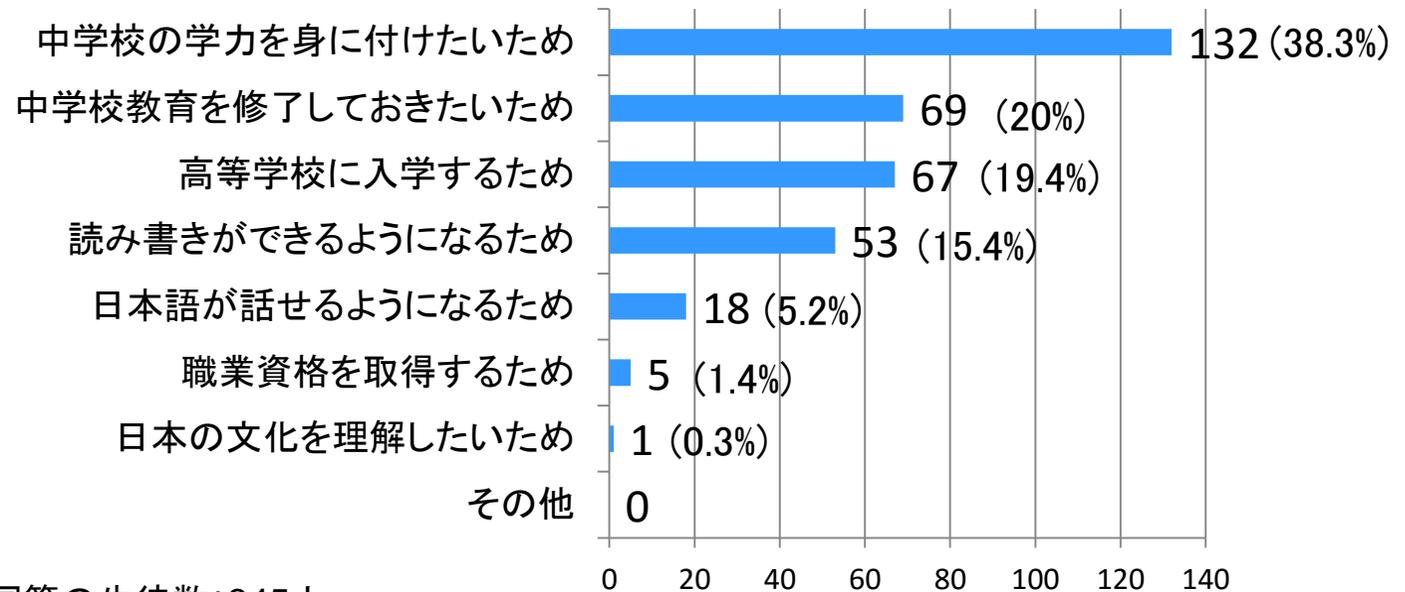
令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

夜間中学入学理由

高等学校入学	職業資格の取得	中学校教育の修了	中学校程度の学力の習得	読み書きの習得	日本語会話能力の習得	日本の文化理解	その他	合計
284	16	197	244	307	672	6	3	1,729
(16.4%)	(0.9%)	(11.4%)	(14.1%)	(17.8%)	(38.9%)	(0.3%)	(0.2%)	(100%)

()内は生徒数合計を100%とした場合の割合

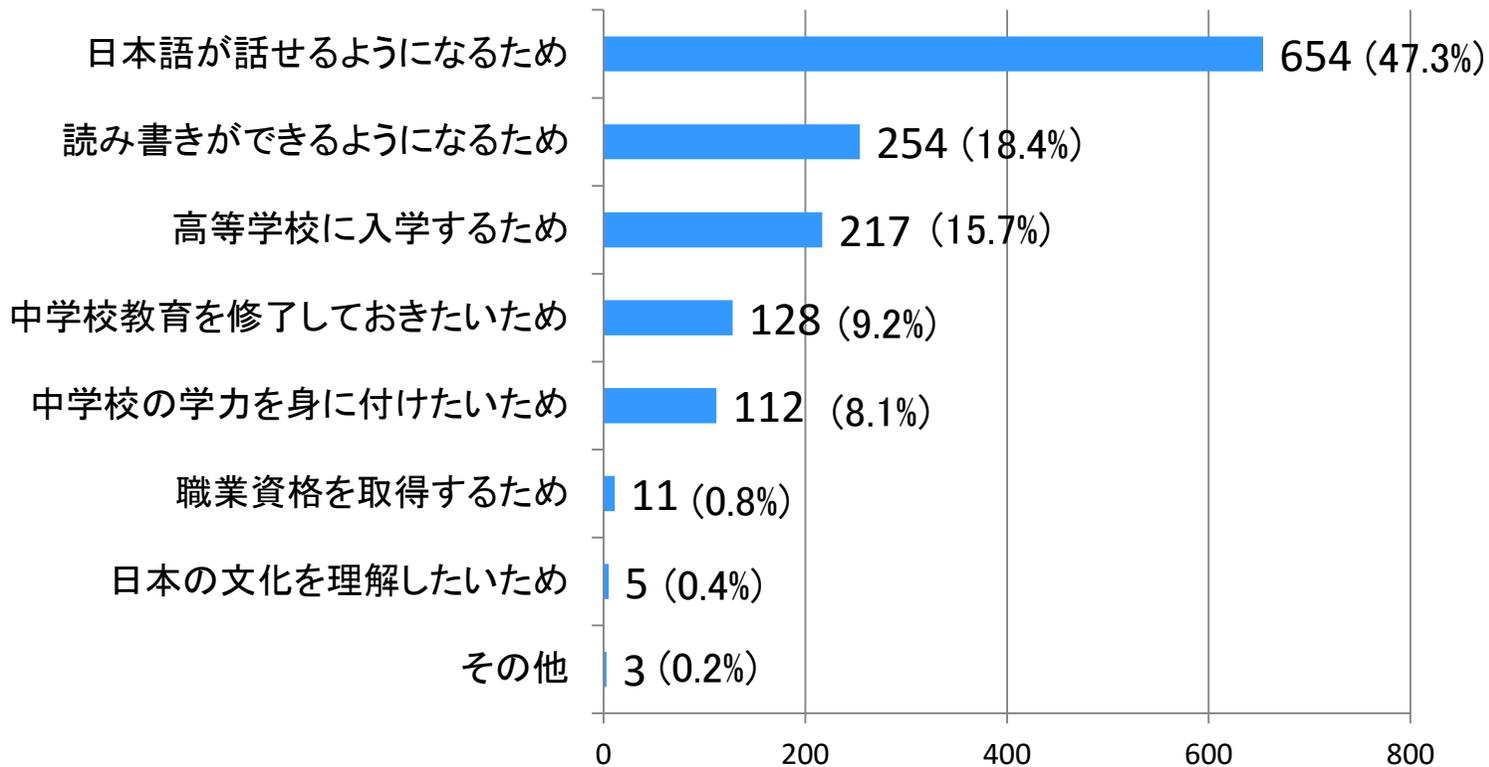
① 日本国籍(上表の内数)



夜間中学に通う日本国籍の生徒数:345人

令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

② 日本国籍を有しない者(前頁表の内数)



夜間中学に通う日本国籍を有しない者の生徒数:1,384人

令和元年度夜間中学等に関する実態調査(文部科学省)

令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

夜間中学卒業後の状況（平成30年度卒業生）

（卒業後の状況別）	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	27	127	154
	(10.3%)	(48.5%)	(58.8%)
専修学校進学	0	2	2
	(0.0%)	(0.8%)	(0.8%)
就職	3	36	39
	(1.1%)	(13.7%)	(14.9%)
その他	15	52	67
	(5.7%)	(19.8%)	(25.6%)
合計	45	217	262
	(17.2%)	(82.8%)	(100%)

（ ）内は平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合
平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数：262人

2. 夜間中学の必要性

都道府県別の未就学者数の状況

都道府県	未就学者数	都道府県	未就学者数
北海道	7,374	滋賀県	1,443
青森県	2,687	京都府	3,249
岩手県	1,731	大阪府	12,195
宮城県	1,643	兵庫県	6,271
秋田県	2,145	奈良県	1,125
山形県	1,281	和歌山県	1,341
福島県	2,344	鳥取県	764
茨城県	2,842	島根県	841
栃木県	2,745	岡山県	1,306
群馬県	2,230	広島県	2,593
埼玉県	4,787	山口県	1,678
千葉県	3,991	徳島県	1,425
東京都	7,244	香川県	899
神奈川県	5,116	愛媛県	1,329
新潟県	2,158	高知県	1,016
富山県	726	福岡県	6,543
石川県	815	佐賀県	877
福井県	664	長崎県	1,868
山梨県	1,114	熊本県	3,028
長野県	2,061	大分県	998
岐阜県	1,405	宮崎県	1,219
静岡県	2,509	鹿児島県	3,448
愛知県	4,372	沖縄県	6,541
三重県	2,206	計	128,187

本委員会は、諮問第131号による国勢調査の変更(令和2年に実施する調査の変更)について審議した結果、下記の通り結論を得たので、答申する。(略)

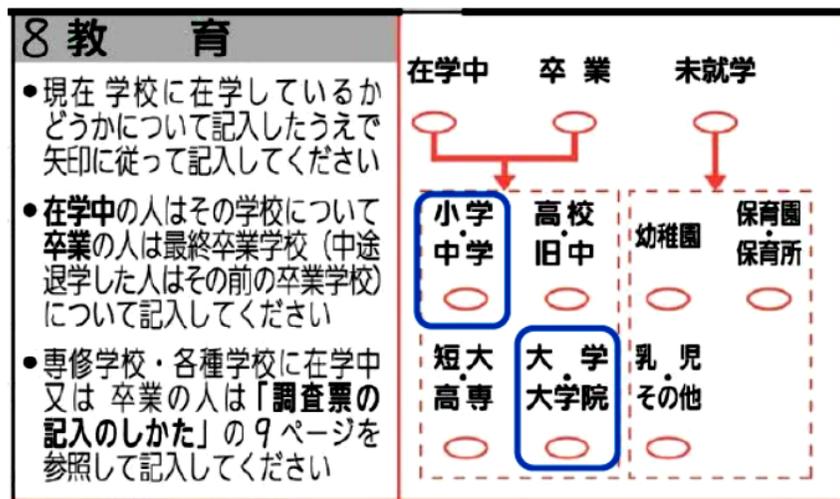
(ウ)「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加・細分化

本申請では、「教育」の状況を把握する調査事項において、図2のとおり、在学中又は卒業者の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」にそれぞれ分割するとともに、未就学の選択肢の一つとして「認定こども園」を追加する予定である。これらについては、①「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年法律第105号)に基づく義務教育未修了者を対象とした夜間中学校の設置の推進・充実が図られていることを踏まえた、義務教育未修了者の実態把握(略)など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえた施策ニーズに対応するものであることから、適当である。

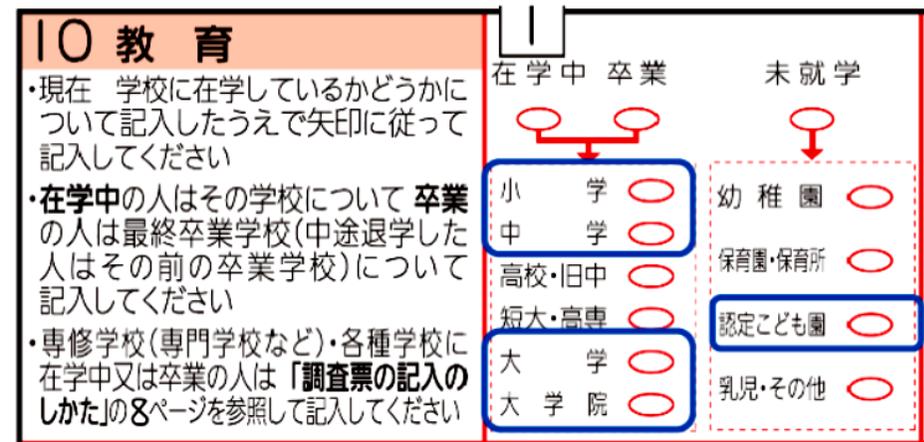
本申請では、「教育」の状況を把握する調査事項において、図2のとおり、在学中又は卒業者の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に分割する予定。

図2

【現行（平成22年調査）^(注)】



【変更案】



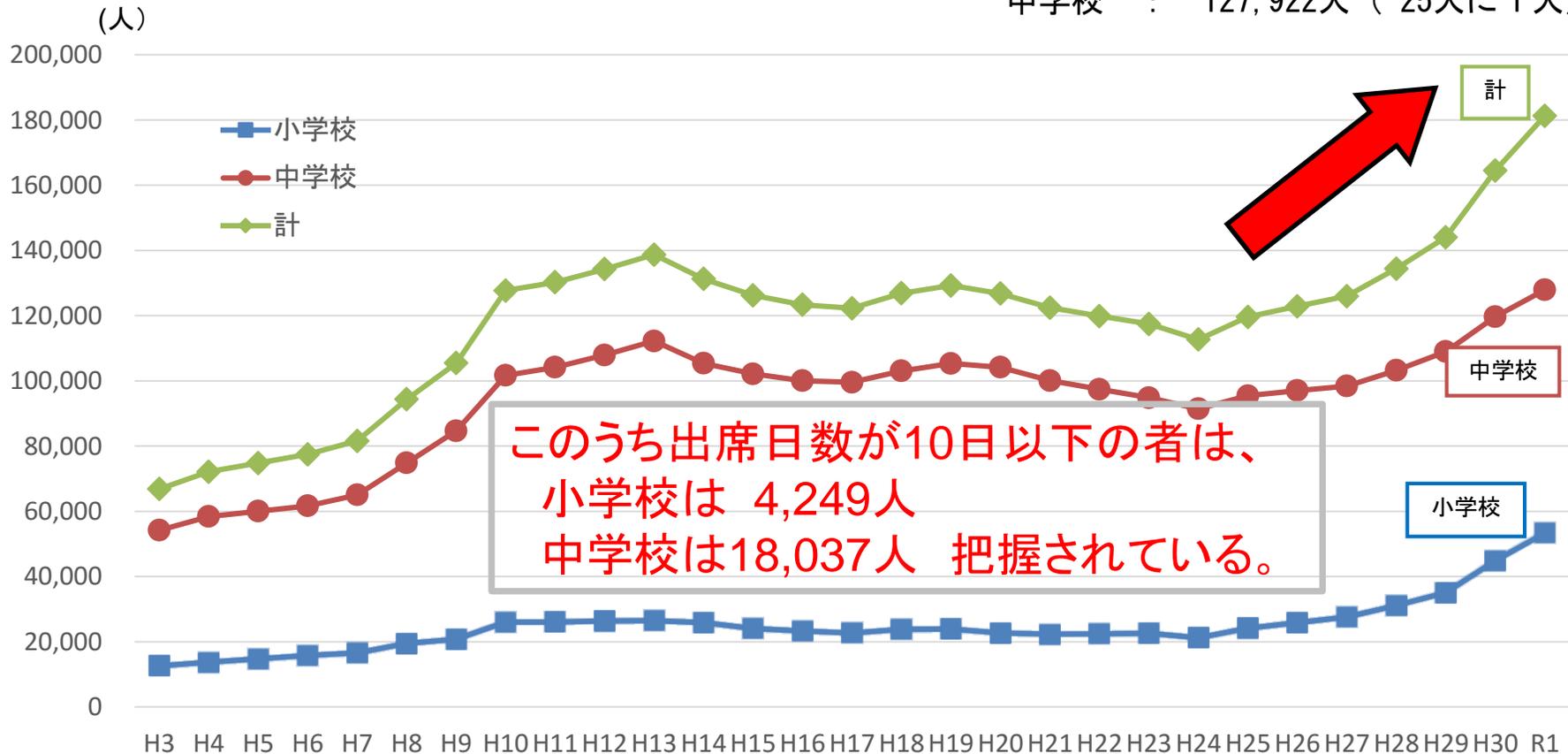
不登校児童生徒の推移（国公立小・中学校）

○ 令和元年度の国公立小・中学校の不登校児童生徒数は18万人以上であり、中学校では生徒の25人に1人の割合である。

令和元年度:181,272人(前年度164,528人)

小学校 : 53,350人 (120人に1人)

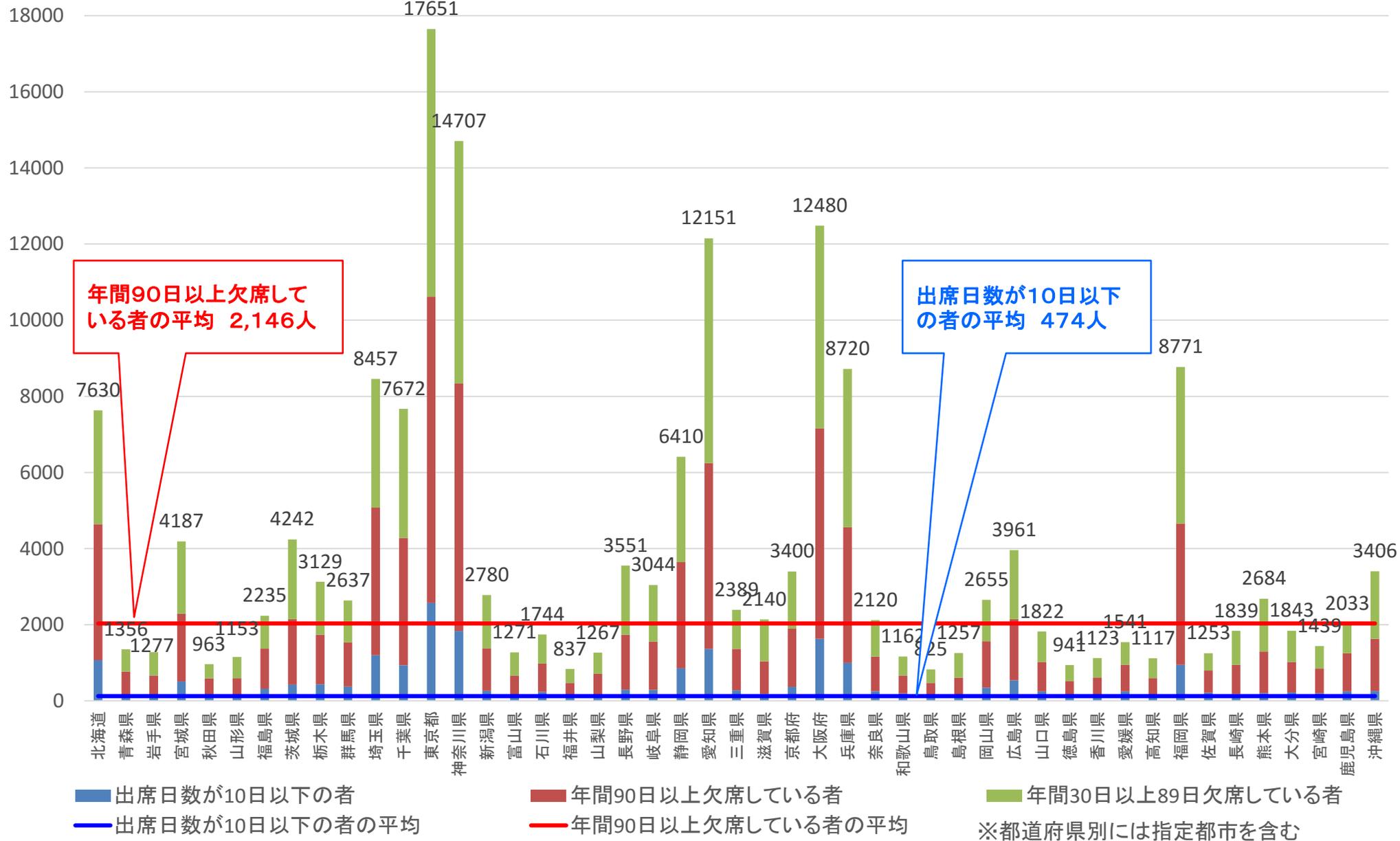
中学校 : 127,922人 (25人に1人)



このうち出席日数が10日以下の者は、
 小学校は 4,249人
 中学校は18,037人 把握されている。

(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

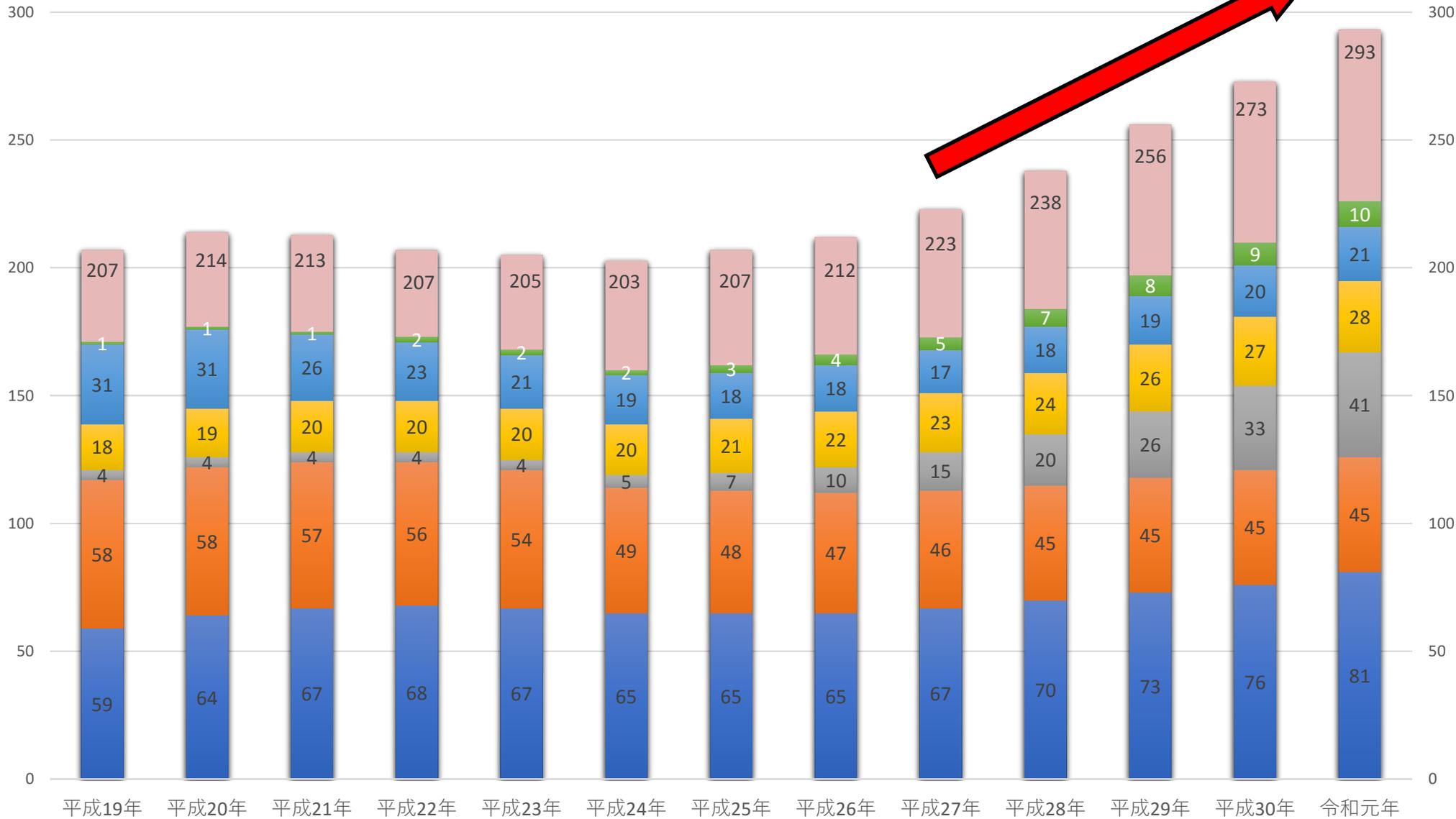
都道府県別不登校児童生徒数



在留外国人数の推移

■ 中国 ■ 韓国・朝鮮 ■ ベトナム ■ フィリピン ■ ブラジル ■ ネパール ■ その他

単位：万人



学齡相当の外国人の子供の就学状況

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ 学齡相当の 外国人の子供 の住民基本台 帳上の人数	⑦ (参考) ⑥と計との差(人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等						
小学生相当 計	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	87,033	6,960
(構成比)	(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)		
中学生相当 計	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	36,797	3,223
(構成比)	(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)		
合計	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	123,830	10,183
(構成比)	(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)		

不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると
 (③ + ⑤ + ⑦) 、19,471人となる (さらに④を加えると22,488人)

3. 夜間中学設置促進に関する文部科学省の主な取組

生徒の受入れに関する通知

- 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）の受入れ
（平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」）
- 小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、中学校夜間学級等に入学を希望する場合、入学を認めることが適当
（平成28年6月17日付「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）」）
- 不登校の学齢生徒について、本人の希望を尊重した上での受入れも可能
（平成28年9月14日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」）

（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会）

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2項（以下略）

地方公共団体は、学齢期を経過した者

学校における就学の機会が
提供されなかったもの

夜間その他特別な時間において
授業を行う学校における
就学の機会の提供
その他の必要な措置を講ずる

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(1)

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4 ④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」】
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8 ⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】
初の説明会を開催し、各教育委員会担当者を対象に教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明 ⇒H31.2、R2.1にも開催

H29.11 ⑥【実態調査の実施】
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(2)

- H30.3 ⑦【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】
これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイト公表
- H30.6 ⑧【第3期教育振興基本計画の策定】
教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)
- H30.7,8 ⑨【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】
夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催⇒R元.8にも開催
- H30.11 ⑩【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】
教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置
- H30.12 ⑪【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を関係閣僚会議で決定】
新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる
- H31.4 ⑫【松戸・川口の夜間中学開設】
浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席
- R元.6 ⑬【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について関係閣僚会議で決定】
全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(3)

- R元.6 ⑭【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】
初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる
- R元.6 ⑮【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】
夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめを行った
- R元.11 ⑯【「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定】
全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。
- R2.4 ⑰【常総の夜間中学開設】
常総市立水海道中学校の開校
- R2.6 ⑱【「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定】
夜間中学は、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であり、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。
- R2.7 ⑲【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2020」閣議決定】
多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進すると明記。
- R3.1 ⑳【第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日)】
引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい

令和元年度夜間中学等に関する実態調査【結果の概要】

平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」（議員立法））が成立。同法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

＜結果の概要＞

【夜間中学の設置促進】

- (1) 9都府県27市区に33校（調査時点：令和2年1月1日）
- (2) 「夜間中学の新設に向けた検討・準備を進めている」と回答
⇒11都道府県、3政令指定都市

そのうち、夜間中学新設の具体的な時期が決まっているのは、4自治体
⇒茨城県（常総市：令和2年4月1日開校）、徳島県、高知県、札幌市

- (3) 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置について、夜間中学校設置9都府県のうち、
 - ・「協議会に類する検討組織を設置済」と回答 ⇒ 5自治体
 - ・「協議会に類する検討組織を設置予定」と回答 ⇒ 1自治体

夜間中学の新設に向けた最近の動向

- 2019年4月、松戸市立第一中学校みらい分校(入学者数22名)、川口市立芝西中学校陽春分校(入学者数77名)が開校
- 2020年4月、茨城県常総市水海道中学校夜間学級(入学者数20名)が開校
- 現在、以下の県・市が設置に向けた表明を行っているところ

令和2年12月現在 文部科学省調べ

高知県

- ・ 2018年9月、県教育委員会が県総合教育会議での表明を経て、2021年度の開校を目指して検討していくと表明
- ・ 2021年4月、「高知県立高知国際中学校夜間学級」を開校予定

徳島県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、2021年4月をめどに徳島中央高校(徳島市)に併設して開校することを表明
- ・ 2021年4月、「徳島県立しらさぎ中学校」を開校予定

札幌市

- ・ 2019年9月、教育長が市議会で、2022年4月の開校を目指すと表明
- ・ 2020年12月、教育委員会会議において、札幌市公立夜間中学設置基本計画案(令和4年4月、単独校として開設)が承認

相模原市

- ・ 2019年2月、教育長が市議会本会議で、夜間中学設置を検討したいと表明
- ・ 2020年11月、教育長が市議会本会議で、県教育委員会とも連携し、県内他市町村からも生徒を受け入れる広域的な夜間中学を2022年4月の設置を目指し調整を進めていくという考えを表明

静岡県

- ・ 2019年2月、教育長が県議会2月定例会で、「積極的に取り組む」と表明

長崎県

- ・ 2019年6月、教育長が県議会6月定例会で、県立での夜間中学設置検討を表明

福岡県大牟田市

- ・ 2019年11月、教育長が11月の教育委員会で、2021年度以降の開校を目指していることを表明

鳥取県

- ・ 2020年7月の定例教育委員会で、県立夜間中学の設置検討を決定

千葉市

- ・ 2020年12月、教育長が市議会第4回定例会で、夜間中学の設置の検討を表明

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校、令和2年度に1校新設され、現在、全国10都府県28市区に34校。各地で設置機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。

目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業） 55,000千円

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。（設置準備を行う期間は4,000千円、開設後は2,500千円を上限に補助（補助率1/3））

◆夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 10,000千円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
 - ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
 - ・ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
 - ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
 - ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など
 - ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

◆ 夜間中学に携わる教職員に向けた日本語指導研修を実施。

対象校種

夜間中学

補助割合

①新設準備2年間：1/3 ※上限400万円
開設後3年間：1/3 ※上限250万円

補助対象経費

①諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

実施主体

①夜間中学を設置しようとする又は開設後3年間までの夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村
②夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託先

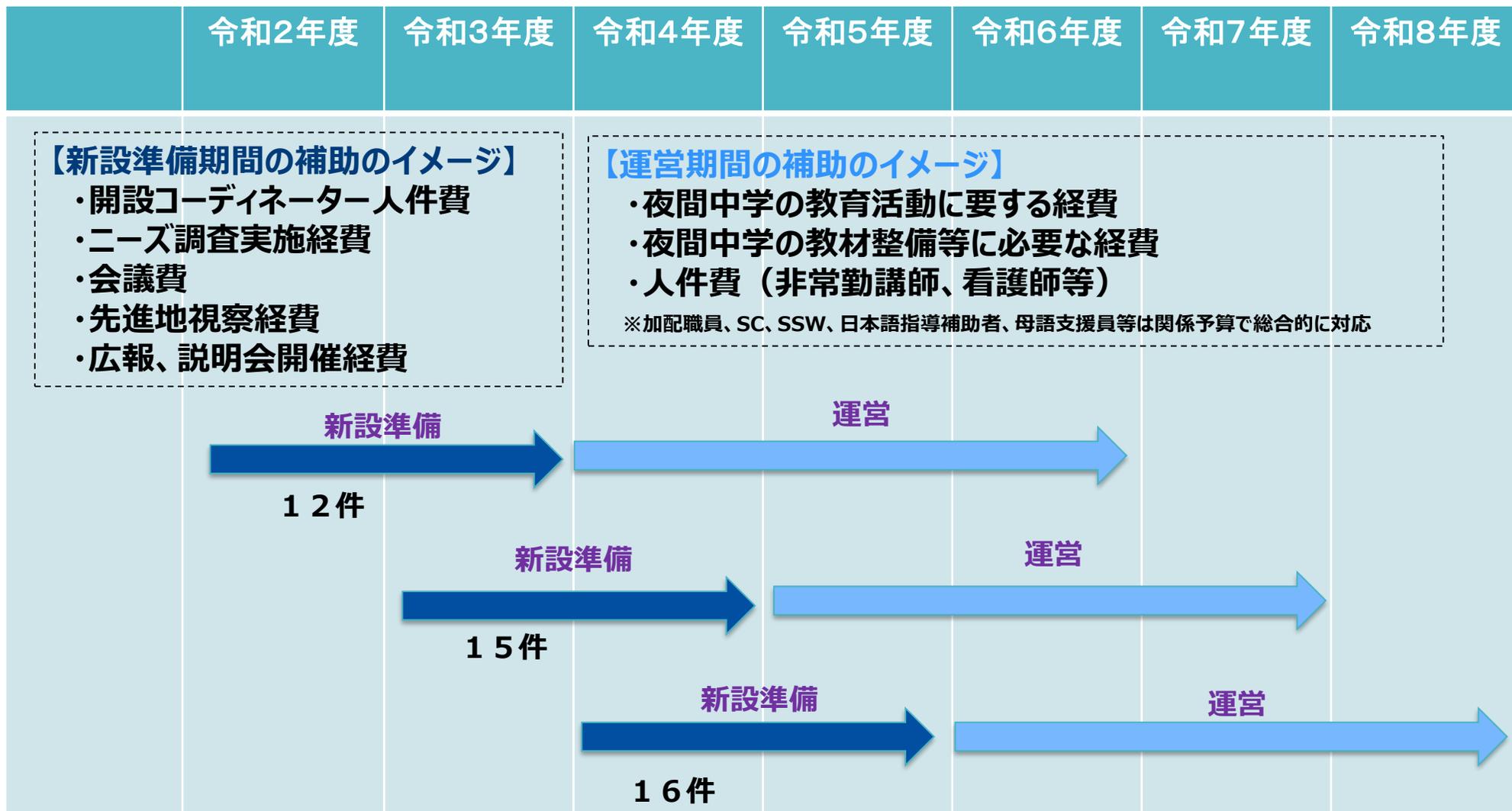
②夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

②人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

夜間中学新設準備・運営補助（全地域への設置に向けたイメージ）

○ 準備2年、開設後3年の計5か年の補助事業を、期間を区切って行うことで、夜間中学未設置の43地域の設置を促す。



既設の夜間中学の教育活動充実に向けた総合的支援方策



文部科学省

趣旨 夜間中学における多様な生徒に対応した教育活動を行うため、夜間中学の指導・事務体制を充実するための総合的な支援方策を示すもの

現状

- 10都府県34校にとどまっているが、設置が進まないのは設置自治体の経済的負担を忌避しているためとの指摘もある。
- 既設の夜間中学においては、多様な生徒の受入れを図り、それぞれの能力に応じた指導を充実するためには、教員、養護教諭、SC等の教職員体制の充実を求める声が多い。
- 夜間中学に通う約8割が外国人であるほか、出入国管理法改正を受けた外国人の増加が見込まれる中、夜間中学における日本語指導体制の充実はより一層重要となっている。
- 現在、教育機会確保法の見直しが進められており、その方針に則って教育活動を充実する必要がある。

設置促進

支援メニュー1 夜間中学の教育活動充実事業

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。令和2年度からは新たに、不登校経験者への支援、他市町村の夜間中学・域内の昼間の中学校・定時制高校等の学校間連携に対する取組を支援する。

支援メニュー2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

有識者会議⇒夜間中学におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

夜間中学を重点配置の対象とする。(1/3補助)

支援メニュー3 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。(1/3補助)

支援メニュー4 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置

有識者会議⇒教員に加えて専門人材の配置を促進し、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。

夜間中学における学びや生活に関する課題への対応を行うため、都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制を強化するための教員の加配定数を優先的に措置する。

支援メニュー5 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導ができる専門家などの外部人材を活用できるよう支援する。

地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。(1/2補助)

支援メニュー6 外国人の子供の就学促進事業

外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。(1/3補助)

支援メニュー7 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

指導体制の充実

連携強化

ICT

4. 先進事例について

川口市立芝西中学校 陽春分校(埼玉県)

開校日 平成31年4月1日

(令和2年9月時点)

生徒数 76名

年齢層	16~19歳:29人		20代:9人		30代:7人		40代:10人		50代:7人		60歳以上:14人	
男女比	男性	32人 (42.1%)	女性	44人 (57.9%)								
居住地	川口市	44人 (57.9%)	他市	32人 (42.1%)								
国籍	日本国籍	29人 (38.2%)	外国籍	47人 (61.8%)								



入学要件 満16歳以上で埼玉県内に住んでいる人の内、以下の人

- ①小学校や中学校を卒業していない人
- ②中学校を卒業した人で、学び直しを希望する人
- ③原則、在留資格のある外国籍の人

川口市夜間中学開設のコンセプト
「これまでの夜間中学から新時代の夜間中学への転換」
「市民・県民の学ぶ意欲に応え、誰もが通える夜間中学」

教育課程・指導上の工夫

- ・日本語指導の充実（日本語指導資格を持つ教員による指導、翻訳機の活用 等）
- ・年間総時数を決定し、生徒数及び学級数に応じた教職員配置の見込みから、教育課程を編成
- ・学習指導要領の内容をもとに各教科の単元構成及び内容の精選
- ・年間授業時数のうち、学力の基礎となる国語と数学の時間数を多く設定
- ・技能教科等については、作業等の時間を確保し、生徒が一つの単元を集中して取り組むことができるよう時間数をまとめて確保する週課程を編成
- ・特に体育の授業においては、年齢、体力等を配慮した種目（ニュースポーツなど）となるよう検討 等

常総市立水海道中学校(茨城県)

開校日 令和2年4月1日

(令和2年9月時点)

生徒数 18名

年齢層	16~19歳:5人 20代:3人 30代:2人 40代:5人 50代:2人 60歳以上:1人			
男女比	男性	6人 (33.3%)	女性	12人 (66.7%)
居住地	常総市	10人 (55.6%)	他市・他県	8人 (44.4%)
国籍	日本国籍	6人 (33.3%)	外国籍	12人 (66.7%)



入学要件

原則として茨城県内に住民票があり(県外からの在勤者は要相談)、16歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

- ①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③在留資格のある外国人

教育課程

これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Aコース	日本語の基礎を身につけることを中心としたコース(3~6カ月程度を目安にBコースに移ることを目標にする)
	Bコース	日本語の基礎が身につけており、教科の学習を行うが、引き続き日本語の補充も行うコース
	Cコース	念入りな復習等、個別の対応を重点的に行うコース
	Dコース	中学校の教科の内容を学習するコース
	Eコース	3年間かけてゆっくりとしたペースで学習するコース

市町村間の経費負担の工夫

○ 法第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に当該学齢経過者の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられます。

○ そもそも、公立中学校の運営費については、夜間中学であるかどうかにかかわらず、毎年度、設置する市町村に対して地方交付税によりその財源措置が講じられており、その算定に当たっては、当該市町村の設置する公立中学校の生徒数、学級数、学校数をそれぞれ測定単位としているところです。

○ したがって、地方交付税の算定対象とならない費用などについて、関係市町村間で十分な協議を重ねた上で経費を応分に負担することが考えられます。

○ なお、設置市区以外の市区町村から夜間中学に生徒が通う場合に、市区町村間で次のような経費負担を行っている例もあります。

奈良市においては、県内の他市町村(「A市」)在住者が、奈良市立の夜間中学への入学を希望した場合、奈良市とA市の間で覚書を結び、年度末に次のような経費負担をA市に対して求めています。

- ・ 夜間中学の運営並びに生徒の就学に必要な経費
(例)生徒の扶助費(通学費, 特別活動費, 修学旅行費)

設置費・運営費について

令和2年度運営費(常総市当初予算):1,141,000円

消耗品費, 備品費, 印刷費, 通信費, 検診委託費, 生徒保険 等々

令和2年度教育支援体制事業費補助金:366,000円
(夜間中学の設置促進・充実事業)

応分負担による他市負担額:約400,000円
(10月時点概算額)

常総市の実質負担額:約 375,000円/年

運営費の応分負担について

水海道中学校夜間学級の運営費は、在籍する生徒の居住する市町村に、生徒数に応じて負担していただいています。

《各市の負担額の算定式》

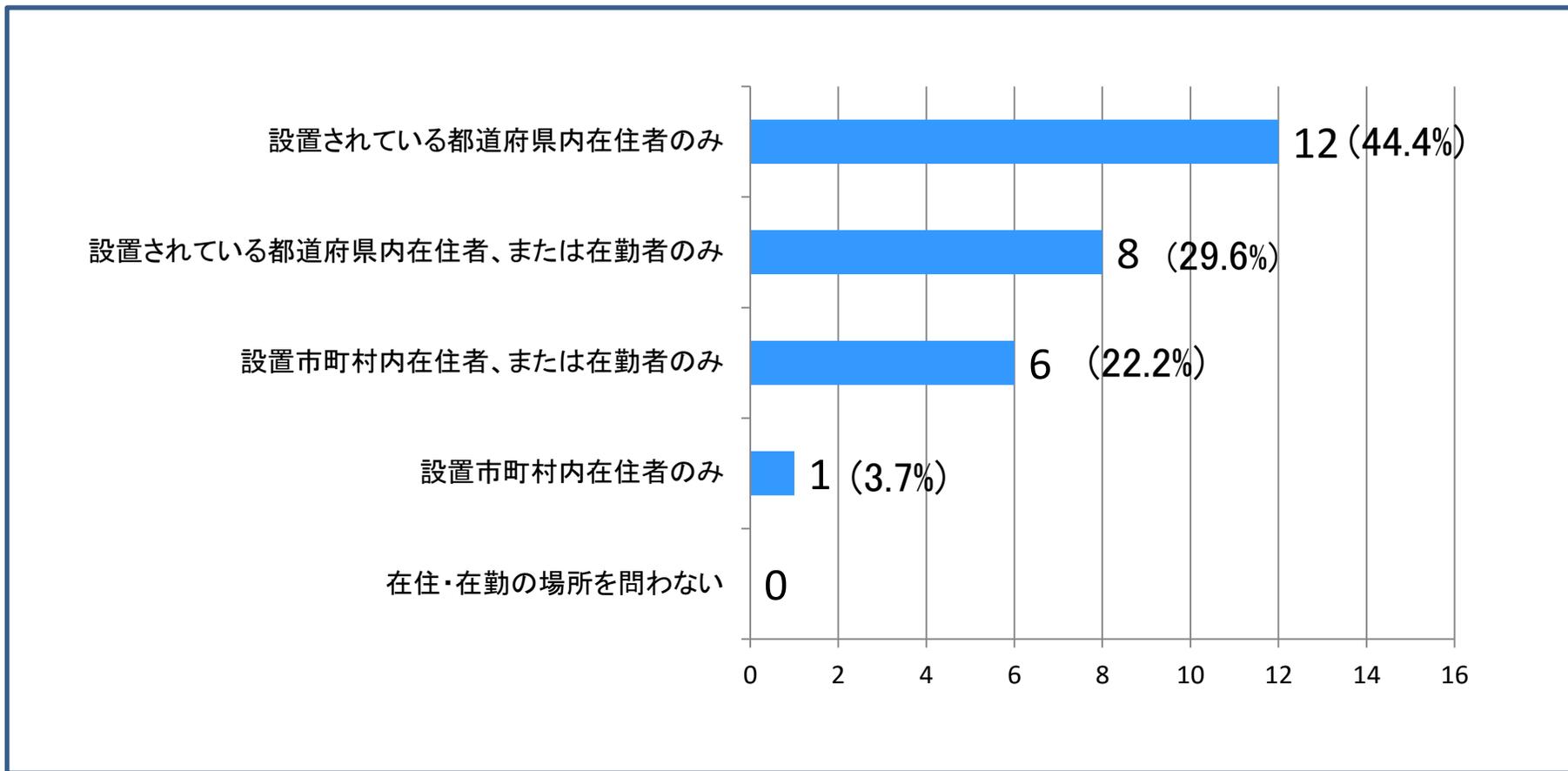
$$\sum_{\text{当該市の在籍生徒}} \left[\frac{\text{運営費 (=当該年度決算額)}}{\text{当該年度に在籍した全ての生徒の延べ在籍月数}} \times \text{当該生徒の在籍月数} + \text{施設使用料 (10,000円)} \right]$$

※小数点以下の端数は切捨

令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

1. 学齢超過者の入学要件

② 在住・在勤に関して



回答：夜間中学校を設置する27市区教育委員会

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

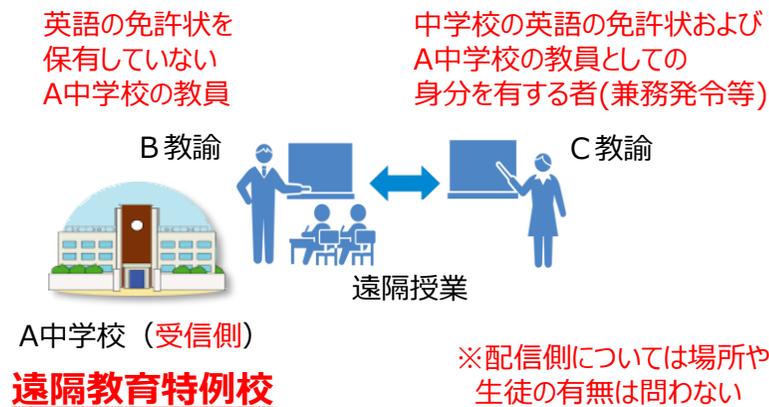
学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

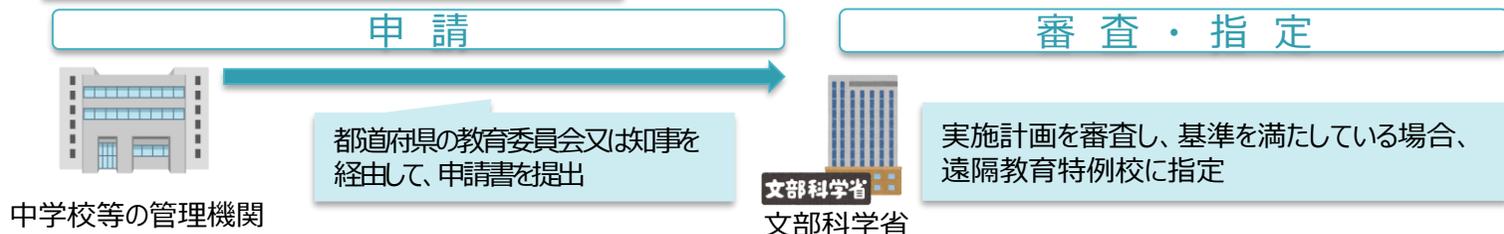
※イメージ（英語を例とした場合）



対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

指定までの流れ



指定の要件

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 送信側の教員が、授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと

令和元年度実績

学校所在都道府県	管理機関	学校名
茨城県	鹿嶋市教育委員会	鹿嶋市立平井中学校
	つくばみらい市教育委員会	つくばみらい市立伊奈東中学校
	古河市教育委員会	古河市立三和東中学校
	常総市教育委員会	常総市立鬼怒中学校
長崎県	五島市教育委員会	五島市立嵯峨島中学校

5. 參考資料

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学部分の要旨)

令和元年6月21日
不登校に関する調査研究協力者会議
フリースクール等に関する検討会議
夜間中学設置推進・充実協議会

(1) 夜間中学の設置促進

- ・全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。

(2) 既設の夜間中学の教育活動の充実

① 生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制

- ・多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員(養護教諭を含む)に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。
- ・夜間中学におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

② 外国人指導・日本語指導

- ・研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

③ 経済的支援

- ・夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。

(3) 各自治体における協議会の設置

- ・域内に既に夜間中学が設置されている都道府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。
- ・夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受け入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村(指定都市を含む)の情報共有を行う場所を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。

(4) 広報活動の推進

- ・全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。

○ 夜間中学の設置促進・教育活動の充実

夜間中学について、全ての都道府県に少なくとも一校が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を図る。

教員の日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用など、夜間中学における日本語指導を含む教育活動の充実に向けた取組を進める。

2 共生社会実現のための受入れ環境整備 (5)外国人の子どもに係る対策に〔文部科学省〕《関連施策番号52》として記載

第4 指標の改善に向けた重点施策

1 教育の支援

(8) その他の教育支援

(夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ

効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日 閣議決定）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育 【具体的施策例】

夜間中学³は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28 年法律第105 号））や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。

³ 義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する学校であり、令和2年4月現在、全国10 都府県28 市区に34 校の公立の夜間中学が設置されている。

内閣総理大臣（菅義偉君）

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

夜間中学のニーズの把握について

○ 夜間中学には多様なニーズが想定され、今後、各市町村の未就学者の数を踏まえつつ、これらのニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが期待される。

○ 潜在的入学希望者が複数の地域にすることが想定され、ある自治体が単独でニーズ把握することが困難な場合は複数の自治体で共同して調査することが望ましい。この際も、法15条に基づく協議会を活用して、関係者が実施に向けて検討することが考えられる。

○ 文部科学省においては、これまで複数の地方公共団体等を対象に、夜間中学の設置に係るニーズ把握方法等についての調査研究を行ってきた。また、これらの成果を踏まえて民間の調査会社に効果的なニーズ把握の方法等について専門的な調査を委託したところ。当該調査結果は以下のURLにおいて公表。

※夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン（PDF:2537KB）PDF

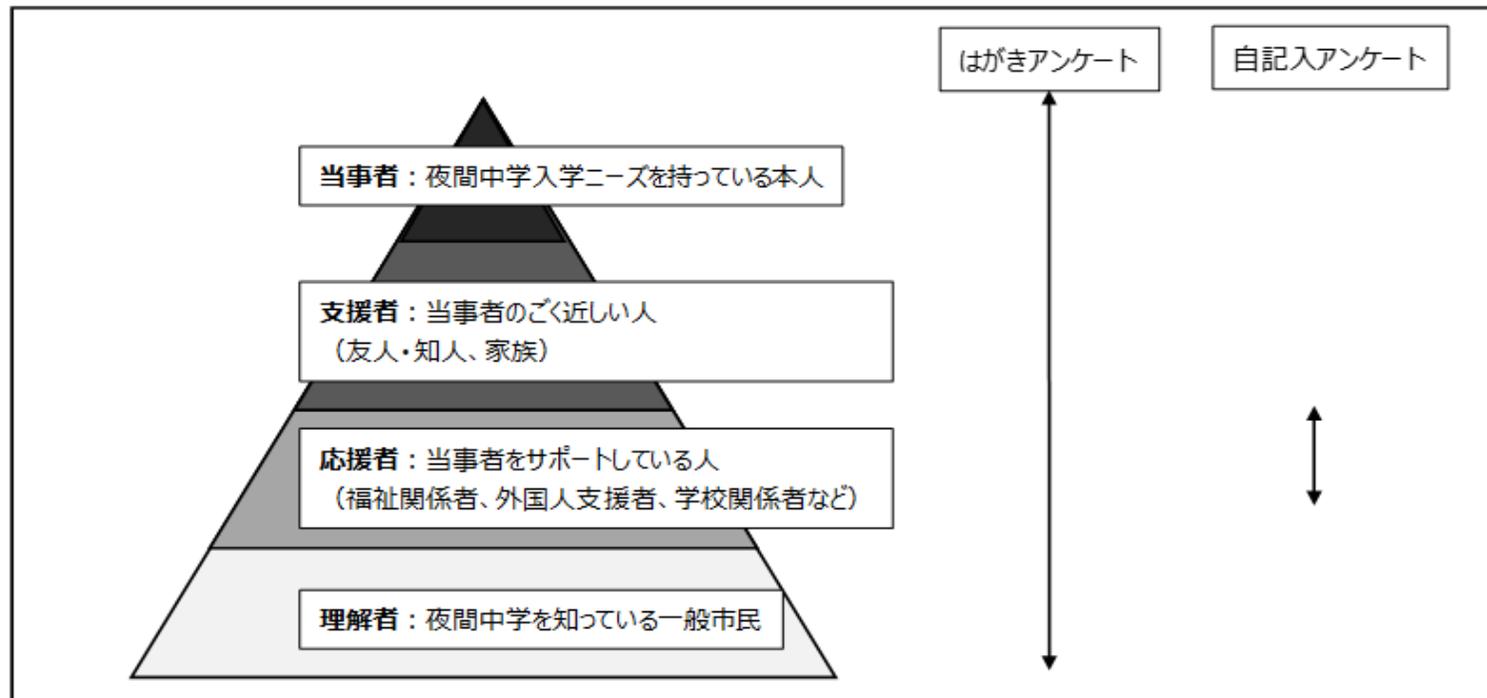
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716_2.pdf

○ これらの調査結果から、各自治体において夜間中学の設置等を検討するに当たって行うニーズの把握としては、次の方法が有効と考えられる。

具体的ニーズを把握すべき対象者

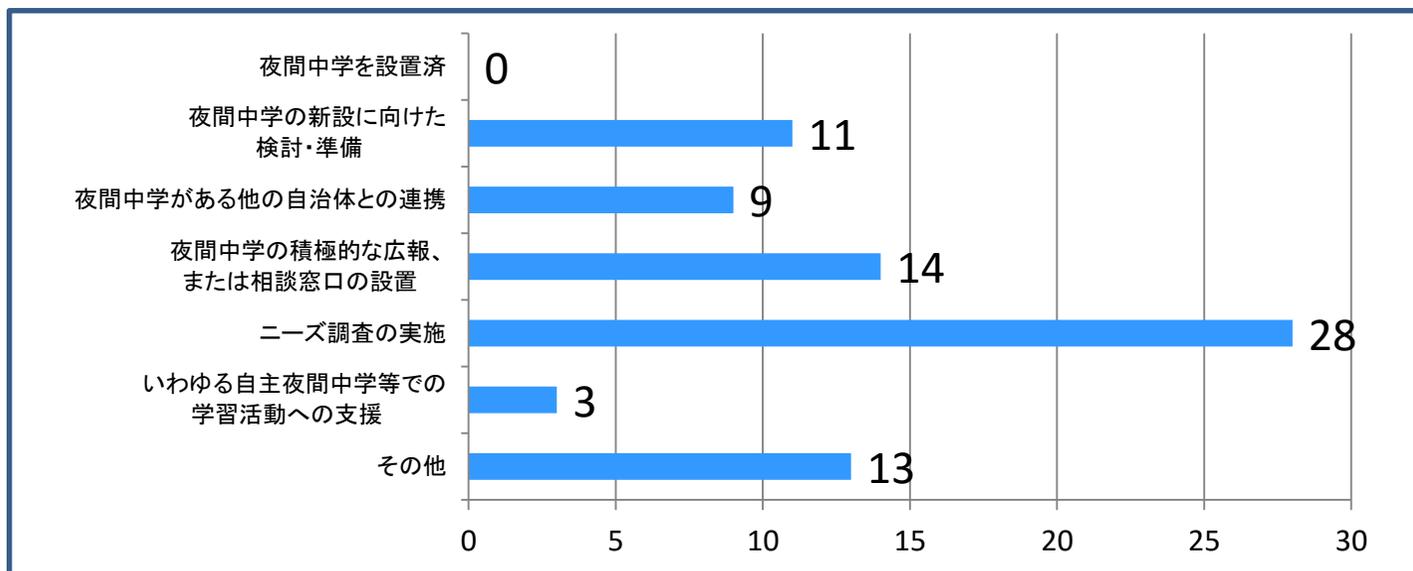
○ 具体的なニーズを保有または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者(当事者)のみならず、その家族や友人(支援者)、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者(応援者)などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要。

○ 例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられる。



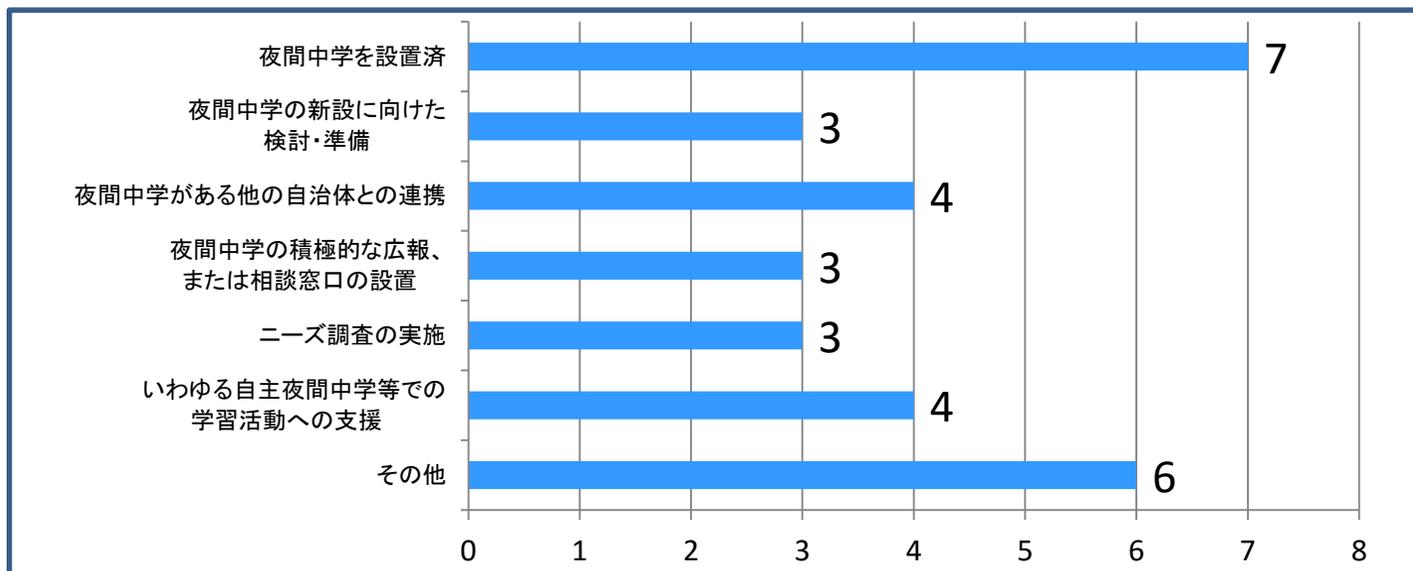
令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置



(回答:47都道府県)

「その他」の主な内容
 ・夜間中学設置のニーズについての調査対象及び調査方法の検討
 ・他県の夜間中学視察による情報収集



(回答:20政令指定都市)

「その他」の主な内容
 ・県との情報共有
 ・関連研究会への積極的な参加
 ・教育委員会関係課との協議

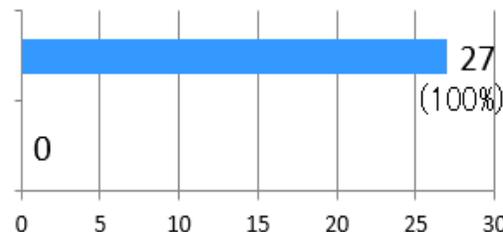
令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

学齢超過者の入学要件

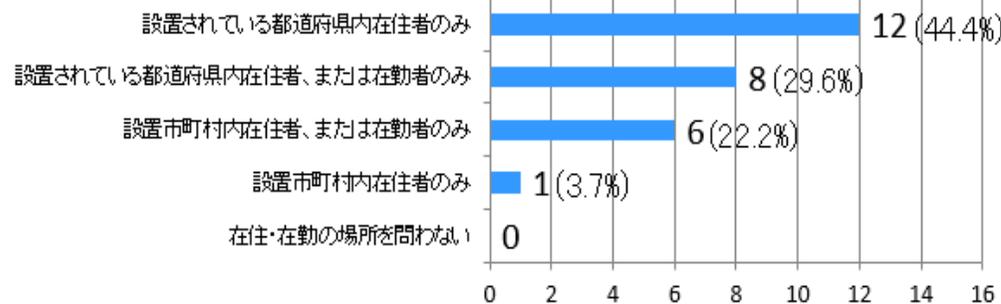
① 中学校卒業に関して

中学校を卒業していない者、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者

中学校を卒業していない者のみ

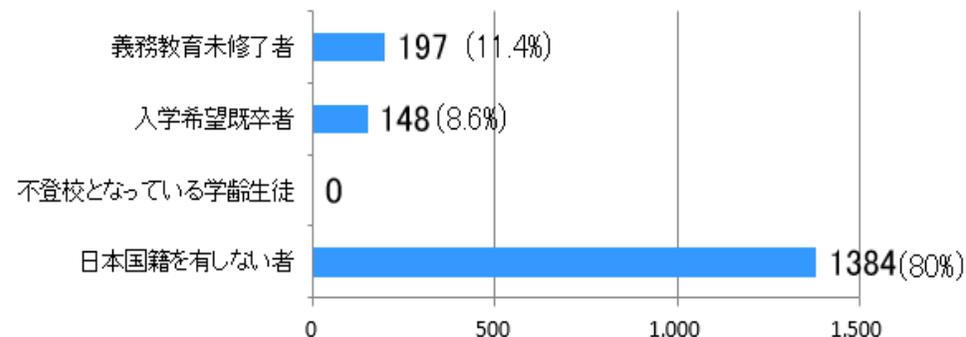


② 在住・在勤に関して



回答:夜間中学校を設置する27市区教育委員会

属性別の生徒数



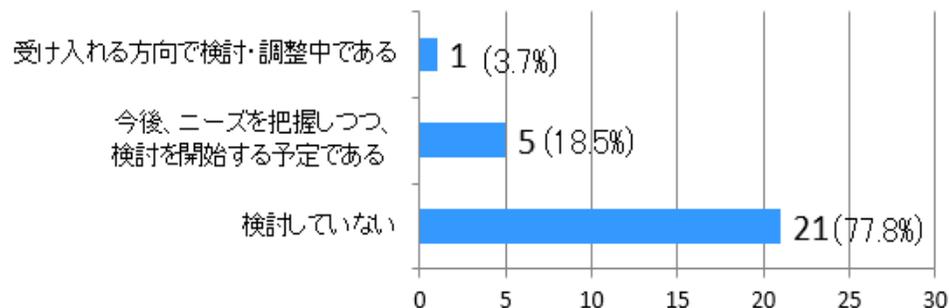
夜間中学に通う全生徒数:1,729人

夜間中学における教育課程特例の導入状況



回答:夜間中学校を設置する27市区教育委員会

不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況



回答:夜間中学校を設置する27市区教育委員会

夜間中学における教育課程特例

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等(以下「学齢経過者等」という。)の就学機会の確保に、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備(学校教育法施行規則を改正)。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標(学校教育法第21条に規定)を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。